

三輪及び四輪以上の軽自動車のグリーン化特例（軽課）

平成28年度課税時に排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

平成27年度4月1日から平成28年度3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

車種区分				税率（年税額）		
				75% 軽減 ①	50% 軽減 ②	25% 軽減 ③
軽自動車	三輪			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円

①電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減）

②乗用：平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成32年度燃費基準+20%達成

貨物：平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成27年度燃費基準+35%達成

③乗用：平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成32年度燃費基準

貨物：平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)かつ平成27年度燃費基準+15%達成

◆②③についてはガソリン車（ハイブリッドを含む）に限ります。

◆各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

平成28年度より町たばこ税の税額が変更となります

旧3級品（わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6銘柄）の製造たばこに係る特例税率が平成28年度から段階的に廃止されます。

期 間	税率（1,000本当り）				
	町たばこ税	道たばこ税	たばこ税	たばこ特別税	合 計
現 行	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円
平成28年4月 1日から 平成29年3月31日まで	2,925円	481円	2,950円	456円	6,812円
平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで	3,355円	551円	3,383円	523円	7,812円
平成30年4月 1日から 平成31年3月31日まで	4,000円	656円	4,032円	624円	9,312円
平成31年4月 1日から	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円

個人住民税のふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

申告者がふるさと納税をする団体に控除申告をすることによって、確定申告をすることなく寄付金控除を受けられる仕組みが創設されました。



確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる仕組みで、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例適用の申請書を提出する必要があります。

この特例は、平成27年4月1日以降のふるさと納税が対象です。平成27年3月31日以前にふるさと納税を行っている方で、平成27年中の控除を受けるためには確定申告が必要となります。また、特例適用の申請書を提出された方で、転居による住所変更等があった場合は、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届を提出してください。